

韓国保護国化過程における日英関係：イギリスの 対韓政策を中心に

著者	片山 慶隆
雑誌名	研究論集
巻	100
ページ	167-182
発行年	2014-09
URL	http://doi.org/10.18956/00006047

韓国保護国化過程における日英関係*

— イギリスの対韓政策を中心に —

片 山 慶 隆

要 旨

本稿は、1902年の日英同盟成立から、韓国が保護国化された1905年の第二次日韓協約に至る日英関係を検討した。特に、従来あまり検討されてこなかったイギリスの対韓政策を実証的に明らかにした。

従来、イギリスは日本の韓国支配を後押ししたとされてきた。しかし実際には、イギリスは日本による韓国への進出を防いで、その独立を維持する援助を行なうつもりだったのである。

だが、日露戦争勃発を機にイギリスの政策に変化が見られるようになった。戦争前は、韓国の立場に同情を示していたイギリスも、韓国への失望や伊藤博文訪韓への高い評価もあって、日本の韓国支配に理解を見せたのである。

そしてイギリスは、伊藤の韓国支配における手腕に期待し、イギリスの植民地支配の「成功例」であるエジプトのクロマー卿になぞらえて期待をかけていた。これは、「非近代的な」韓国の問題点が日本を近代化させた伊藤により解決されることへの期待だったのである。

キーワード：韓国保護国化、同盟、日英関係

1 はじめに

本稿は、1902年1月の日英同盟成立から、韓国が保護国化された1905年11月の第二次日韓協約に至る日英関係を検討する。特に、従来あまり検討されてこなかったイギリスの対韓政策を明らかにすることが主な目的である¹。

この時期は、日本による朝鮮半島支配が進んだという意味で重要であり、すでに日韓関係史の研究蓄積はきわめて多く存在する²。しかし、日本が英米露による国際的な韓国支配の「承認」を得て、韓国の外交権を実質的に奪ったにもかかわらず、国際関係史の視点から韓国保護国化過程を捉えた先行研究、特にイギリスの動向を分析した研究は少ない。その中で注目すべきものとして、以下の研究がある。

森山茂徳氏は、日本と韓国だけではなく、イギリス、ロシア、フランス、ドイツ、アメリカなど欧米諸国の一次史料と二次文献を使用した一連の研究で、併合に至るまでの韓国をめぐる国際関係史を描いた³。具汰列氏は、イギリス人ベッセル (Ernest Thomas Bethell) が社長を

務めて韓国で発行していた新聞『大韓毎日申報』を中心に置きながら、日露戦争勃発から韓国併合までの日韓英の外交政策を分析している⁴。また、鄭晋錫氏も具氏と同時期の日韓英関係史を研究したが、より言論史としての視点が強い⁵。奈良岡聰智氏は、韓国併合過程のイギリスが日本の韓国支配をどのように捉えていたかを分析した⁶。崔文衡氏は、韓国をめぐる列強の動向を国際関係史の視点から研究している⁷。また、イアン・ニッシュ (Ian Hill Nish) 氏は、イギリスの対韓政策にはほとんど言及していないが、日英同盟に関する研究を行なっている⁸。

だが、いずれの研究もこの時期のイギリスの対韓政策を詳細に分析しているものではなく、日本による韓国保護国化の過程で日英同盟がどのような役割を果たしたのかが明らかではない。具氏と鄭氏の研究は、イギリスの一次史料を使用した貴重な研究だが、日露開戦以前の分析はあまりなされていないため、イギリスが日本の韓国支配を簡単に認めた側面が強調されている⁹。奈良岡氏の研究は、イギリスの外交文書や新聞史料を用いた実証的なものだが、本稿で対象とする時期についてはあまり言及がない。また、他の研究は長い期間を扱っているため、イギリスの分析が詳細になされているわけではない。四年前の韓国併合百周年を契機として、多くの共同研究も刊行されたが、保護国化から併合の時期に研究の力点が置かれている傾向があり、イギリスの対韓政策を扱った論文もない¹⁰。

そこで、本稿では、以上のような先行研究をふまえながら、主にイギリスと日本の外交史料を使用して当時の日英関係を分析した。本稿の問題意識は、以下の二点にある。

第一に、日本政府が日英同盟で最も重要視した韓国問題を軸にして、日英同盟の役割を明らかにすることである。日本の同盟国でありながら、当時のイギリスが日本の対韓政策や韓国政府にどのような態度を採ったのかは、十分に研究されていない。もちろん、イギリスにとって、韓国問題がきわめて重要だったわけではない。しかし、イギリスが承認したことによって日本の韓国支配が進んだことを考えると、イギリスの役割を軽視することはできない。そのため、イギリスの対韓政策と日本の対応を分析する。

第二に、イギリスがいかなる論理で日本の韓国支配を認めたのかを明らかにすることである。イギリスは、同盟交渉時から日本の韓国支配を警戒していた。そのため、同盟成立後も日本の対韓政策に協力するだけでなく、しばしば牽制も行ない、対立することもあった。では、なぜイギリスは日本の韓国支配を結局は認めたのだろうか。この問いに答えることが、本稿の目的の一つである。

本論文の構成は以下の通りである。まず第2章で、同盟成立時の日英関係と韓国との関係を論じる。第3章では、日露開戦までのイギリスによる対韓政策の展開を明らかにする。第4章では、日露戦争勃発と日本による韓国支配政策開始時における日英関係の分析を行なう。そして第5章では、第二次日韓協約が締結され、韓国の保護国化をイギリスが承認する過程を検討する。最後に第6章で、本稿の結論を述べることにする。

2 日英同盟の成立と韓国

イギリスと日本の対韓政策について論じる前に、日英同盟の成立過程を概観しておこう。

日本との同盟をイギリスが選んだのは、自国の海軍力を補完する国を求めていたからである。かつては世界最大の海軍大国として他国を圧倒していたイギリスも、19世紀末になると、その地位に陰りが見え始めていた。ドイツの海軍力増強などによって世界各地の広大な制海権確保が難しくなっていたイギリスは、東アジアにおける海軍力の「肩代わり」を日本に任せかけたのである。

一方、日本はロシアに対抗することが同盟の主な目的だった。1901年9月、清国と日米欧諸国とが衝突した義和団事件（北清事変）が北京議定書によって終結した。しかし、1900年10月に満州全土を占領したロシアは事件終結後も撤退する気配を見せず、日本ではロシアが韓国に南下することへの懸念が高まっていた。そして、清国に多くの権益を持つイギリスにとっても、ロシアの満州占領は好ましくなかったため、この点で両国の利害は一致したのである。

1901年4月に、林董駐英公使とランズダウン（Henry Lansdowne）外相との非公式会談で、すでに日英同盟交渉は開始されていた¹¹。さらに、イギリスとの同盟と韓国保護国化を目標として掲げた第一次桂太郎内閣が6月に成立し¹²、日英同盟実現に意欲的な小村寿太郎が外相に就任すると、交渉は具体的な段階に入った。

10月16日、林とランズダウンによって同盟締結に関する第1回公式会談が行われた。そこでランズダウンに日本の希望を問われた林は、「常に韓国に於ける自己の利益を維持し他国をして之を妨害せしめたるに在り」と答えている¹³。林は、他国とは具体的にはロシアのことで、重要な韓国の利益をロシアから守ることが生死の問題であると補足説明を加えている¹⁴。清国の領土保全と門戸開放を支持する点では日英の目的は同じだと林が述べていたこともあり¹⁵、ランズダウンは当初、日本の韓国に関する希望に応じる手段をいくつか見つけたいと考えていた¹⁶。そのため、30日に交わした林との会話でも、ランズダウンは韓国問題で寛容な姿勢を示していた¹⁷。

だが、まもなく交渉は停滞する。韓国での「行動の自由」を強く主張する日本側に対して¹⁸、韓国をめぐる日本とロシアの戦争に巻き込まれることをイギリスが次第に警戒するようになったことが大きな要因である¹⁹。その後、同盟の適用範囲をインドや東南アジアにまで広げようとした要求をイギリスが撤回したこともあり、日本は「行動の自由」を明記するのを断念した。結局、1902年1月30日に締結された日英同盟では、日本が韓国に「政治上並に商業上及工業上格段に利益を有する」との表現に落ち着いたのである²⁰。

日本は、何より重視した韓国での「行動の自由」は否定された。しかし、政治・商業・工業面で「格段に利益を有する」ことが認められたことにより、対韓政策での選択肢が広がったと

見なした。一方、イギリスは、日本を東アジアにおける海軍力の肩代わりとしながらロシアを牽制し、清国における自国の権益を守ることが同盟の役割だと考えていた²¹。

また、韓国についても思惑が異なっていた。それをよく示すのが、2月15日にランズダウン外相がジョーダン（John Newell Jordan）駐韓イギリス公使に送った訓令である。ランズダウンは、この訓令の中で、韓国の役人の大部分は無能力で、かつ信頼できないと厳しい評価をしている。だが一方で彼は、韓国の独立を脅かし、韓国の利益や列強の正当な権利と矛盾した譲歩を獲得しようとする陰險な進出に対して韓国政府が抵抗する勇気を持ち、新しい協定の存在によってその勇気が強められることを希望していると記した²²。つまり、ランズダウンは、現状の韓国には問題があるとしながらも、それを克服して独立を確かなものにさせ、これ以上の列強による進出に抵抗すること、そして、日英同盟は韓国の抵抗を助ける存在であることを願ったのである。

イギリスは同盟交渉の段階から、日本の韓国進出を警戒し、「行動の自由」を最後まで認めなかった。そして、それだけにとどまらず、同盟締結後も韓国を助けようと意図していた。日英同盟によって、日本は、韓国における影響力拡大を志向していたが、イギリスは日本を含む列強の進出を抑え、韓国の独立を援助しようと考えていた。これは、韓国が列強の干渉を受けないほどに強くなることで、韓国をめぐる日本とロシアの競争や対立が戦争に発展しないことを望んだからだと考えられる。いわば、日英同盟は韓国をめぐる、当初から同床異夢だったのである。

このようなイギリスの姿勢は、アメリカと著しい対照をなしている。ヘイ（John Hay）国務長官は、高平小五郎駐米公使が日英同盟の成立を通告した際に、以下のように述べた。彼は、「東亜問題に関する米国の意向」は、日英同盟と同じく「常に現状の維持と機会均等を主眼」とするので、この協約の目的は「米国の期望したる所と全然協合する」と、自身の唱えた門戸開放・機会均等原則が守られていることに深い満足を示している²³。

それでは、前述したようなランズダウンの訓令が、イギリスの対韓政策にどのように反映されたのかをいかに見ていくことにしよう。

3 日露開戦までのイギリスによる対韓政策の展開

(1) ジョーダン公使の対韓認識

1902年4月には、露清満州還付条約成立によってロシアの段階的満州撤兵が約束された。そのため、日露開戦の危機が迫るまでの東アジアは大国間関係が「安定」していたが、この時期のイギリスによる対韓政策はどのようなものであったのであろうか。

ジョーダン公使は、2月にランズダウンから受けた訓令を実践する機会を狙っているかのよ

うに、いくつかの興味深い感想を漏らしている。

彼は、5月11日に、京義鉄道の一部の線が開通したことを記念して開かれた、京義鉄道株式会社が主催するセレモニーに参加した²⁴。ここには、林権助駐韓日本公使や李容翊農商工大臣も出席していた。ジョーダンは、京義鉄道の事業を進める日本人は、新しい鉄道を隣人の土地で建設することに対して、信念のみがあつて、痛みを感じていない。韓国人が十分な時間をかけて教育や経験から学んで、自分自身で発展できるようになることを望むとの感想を記している²⁵。また、11月19日には、韓国でのイギリス商品の流通は、韓国人自身が売って利益にしても良いと、韓国人自らの手で経済を発展させていくことに期待するような報告も行なっている²⁶。

もっとも、彼は日本人に対して敵意を持っていたわけではない。例えば、済物浦では日本人も含めた外国人によって全体の貿易量が増加しており、それは非常に望ましいこととジョーダンは見なしていた²⁷。つまり彼には、開港地での貿易を含む経済発展が見られれば、それが外国人によるものであっても望ましいと考える側面が存在していたのである。

それでは、彼はどのような朝鮮半島の状態が理想と考えていたのであろうか。その1つの例が韓国中立化構想である。スコット (Charles S. Scott) 駐露イギリス大使は、ロシア政府から、日本・ロシア・イギリス・アメリカによる韓国中立化構想が提出されたことをランズダウン外相に伝えた²⁸。この報告を受けたジョーダンは²⁹、1903年2月2日に林権助駐韓公使と韓国中立化構想の実現に向けて意見を交換したが、林は拒否した³⁰。ロシアと韓国に関して協力をするのは無理であると林公使に構想を否定され、ジョーダンは非常に失望している。

これらの出来事を勘案すると、イギリスの対韓政策で大きな役割を果たしたジョーダンの考えは以下のようにまとめることができる。ジョーダンは、ランズダウンから韓国の独立を維持せよとの訓令を受けて以来、韓国での発展が韓国人自身の手で成し遂げられることを望んでいた。そして彼は、日本にもロシアにも協力することなく、韓国の独立が維持出来るような一種の「勢力均衡」状態を朝鮮半島で望んでいた。それは、韓国中立化構想に関して日本に協力を依頼したことが示しているように、この地域が中立化することで列強が合意することに期待をかけたことにも表れていた。イギリスが、このような朝鮮半島の安定を望むのは、朝鮮半島情勢の不安定化が日本とロシアとの戦争に発展することを恐れていたからであろう。また、もちろん、順調な経済活動が維持できることがイギリスによって好ましかったからであると考えられる。

(2) 日露戦争への道と戦争回避努力

1903年4月、ロシアが満州還付条約で定められた第二次撤兵を実施せず、日露間の緊張は高まった。韓国・満州における勢力圏を決めるために8月以降に再開された日露交渉では³¹、な

かなか意見の一致を見なかった。ここでは、戦争になれば最も危険な状態に陥る韓国に対するイギリスの政策を、戦争回避努力とともに検討することにしたい。

ジョーダン、朝鮮半島での日露の状況を本国に報告している。彼は5月29日に、韓国にいる日本人は商業上・産業上の利益促進のために韓国人に物品を与え、商業上の影響力拡大を政治上の優越促進のてこに出来ると見ていた。だが一方で、義和団事件以降、満州を占領しているロシアの韓国進出も避け難いと分析していた³²。

ジョーダンは、ロシア寄りの態度を採っていたわけでもなかった。彼は、韓国政府がロシア進出に抗議した文書を翻訳してランズダウンに送ったりもしている³³。確かにこの時期、ロシアの軍人が鴨緑江で森林を伐採する事件が起こっており、これはスコットも栗野慎一郎駐露日本公使も問題視していた³⁴。だが一方で、日英同盟の関係からイギリスに日本の韓国進出を抑止して欲しいとの李根沢（後に軍部大臣）による要望を聞くなど、韓国の立場に一定の理解を示していた³⁵。この例からも、韓国における日露両国の「勢力均衡」状態が望ましいと考えていたと思われる。

また、本国でもイギリスは同様の姿勢を見せていた。7月8日に、林駐英公使とランズダウン外相が話し合い、林公使は竜岩浦事件に見られるロシアの危険性を力説した。さらに林は、真の危機はソウルでのロシアの陰謀にあるとして、日露交渉における韓国の利益確保に支援を訴えた。だが、ランズダウンは他の根拠を出さねば支援は出来ないと冷淡な反応を示した³⁶。ランズダウンは、日本の韓国に対する執着は理解したとマクドナルド（Claude M. MacDonald）駐日公使に書き送っているが、林の語る日本の脅威認識には説得されなかったのである。

この時期のイギリスは、日露戦争は望ましくないと考えていた。なぜならば、日露戦争では同盟国日本が敗北する可能性が高いと見ており、そうなれば東アジアにおいてロシアの勢力が増大してしまうからであった³⁷。それは清国をはじめ東アジアでイギリスが持つ権益を脅かすことにつながり、イギリスとしては非常に望ましくないシナリオであった。

そのため、イギリスは日本の外交政策とは相容れない姿勢を示すこともしばしばあった。例えば、開戦の時期が近づくと、林駐英公使は、日露戦争になった場合のイギリスの厳正中立と第三国介入阻止努力の要請をした³⁸。だが、前述のような姿勢を採っていたイギリスは、最低限の要求が入れられなければ戦争に訴えんとする日本の主張に否定的であった³⁹。

一方、アメリカの対韓政策はやや異なっていた。アレン（Horace Newton Allen）駐韓アメリカ公使は、植民地を扱うような態度で韓国人に接する日本人に批判の目を投げかけていたように⁴⁰、韓国に対して深い同情を寄せ、日本の対韓政策を批判していた。だが、苦境にある韓国を本国政府が救おうとしないことに業を煮やしたアレンは、1903年9月に帰国した際に、ルーズベルト大統領（Theodore Roosevelt）と激しい意見のやり取りを行ない、日本の政策に

好意を寄せる大統領を激怒させてからは⁴¹、親韓的な姿勢を以前ほど採らなくなっていた。

さて、次第に日露交渉による和解が困難であるという情勢が明らかになると、日露開戦の危機が高まる中で韓国は中立化・局外中立を志向した。それが、1904年1月21日の韓国による中立声明である。ランズダウン外相は早速この声明を承認するように訓令し⁴²、ジョーダンはイギリスによる中立承認を日本に伝えた⁴³。また韓国にも、日露開戦の際に韓国が中立宣言を行ない、日露どちらに与しないことに対して感謝の意を表明している⁴⁴。

25日に小村外相は、日本が「将来に於ける自由行動を束縛するの危険を冒す」べきではないとの方針を固めた⁴⁵。そして、中立声明への「回答を見合すことに決せり」と事実上黙殺することにした⁴⁶。この時、小村は韓国に一定の理解を示すイギリスに苛立ちを示している⁴⁷。

だが、この中立声明も、日露戦争が勃発し日本軍に国土が占領されたことによって結局は保障されなかった。そして、イギリスも同盟国として日本の勝利を願っていたため、中立を侵したことに不快感こそ示したものの⁴⁸、戦争直後に韓国に上陸した日本に対して強硬な姿勢に出ることはあり得ず、韓国のために何らかの行動を採ることはなかったのである。

4 日露戦争勃発と韓国保護国化政策の開始

(1) 日韓議定書の締結と伊藤博文訪韓

2月9日の日露開戦とともに日本軍はソウルを占領した。そして、23日には「大韓帝国の独立及領土保全を確実に保障」する代わりに、日本が「軍略上必要の地点を臨機収用することを得る事」と軍隊の駐留権を獲得した日韓議定書を締結させた。

日韓議定書に対して、29日に林は、「英国代表者は日英同盟の關係」もあって「良好調を保ち」と記している⁴⁹。だが、ジョーダン自身は感想を記さず本国外務省に条文を送っただけである⁵⁰。一方、マクドナルド駐日公使は自分の考えを記していた⁵¹。彼によると、この議定書は日韓同盟に進展するものではなく、韓国の中立を一応認めながらも、実際は韓国における軍事行動をロシアとの戦争によって正当化しており、日本の自由行動に道を開くものだとしている。表立った抗議はしていないが、手放しの賛成ではないことが窺える。

しかし、このようなイギリスの態度を変化させる出来事が起きる。それが、3月17日から27日にかけて行なわれた枢密院議長伊藤博文による韓国訪問であった。伊藤は、日韓議定書が日韓両国で「友好的」に締結されたことを韓国の高宗皇帝に確認させるために派遣されたが、ジョーダンがこの訪韓に並々ならぬ関心を抱いたことが注目される。

彼は伊藤による3度の高宗との謁見を詳細に報告している⁵²。興味深いのは、伊藤が高圧的とも言える姿勢で日韓議定書の遵守を確認させたことには注意が払われず、韓国の政治家への失望が記されていることである。ジョーダンは、日本の優れた政治家である伊藤は、日本を「封

建国家から指導的な文明国家に転換させ」て立憲国家とした。だが、韓国は依然として東洋的専制国家であり、革命的な改革者も存在せず、若い改革者が集まっていた独立協会もすでになくなってしまったと記している。このような感想はなぜもたらされたのであろうか。

おそらくジョーダンも、日露戦争の勃発と日韓議定書によって国家が危機に瀕しているのに独立協会のような動きが起きなかった状況に失望したものと思われる。日本は日清戦争後に「内政改革」が失敗した1895年の教訓から学んで日韓議定書を締結したとも記しているが、逆に言えば、韓国は当時のような抵抗によって日本の干渉を抑制することが出来なかったと考えたのかもしれない。つまり、ここに見られる伊藤への高い評価と、韓国評価の低下が前述のような感想をもたらしただけの原因であると推測出来るのである。

そして、韓国の政治家に対するジョーダンの態度にも変化が見られる。彼は、閔妃縁戚の閔泳煥がイギリス人の財政顧問ブラウン（John McLeavy Brown）に韓国財政を任せて、将来予想される日本の財政掌握を阻止したいと助力を求めてきたのに対して、ブラウンは日本に依頼されれば行なうであろうと冷淡に応じた。また、日本の韓国進出は韓国の利益にもなるとして、積極的な日本支持の考えを述べた⁵³。従来、韓国の政治家の声に耳を傾けてきたジョーダンが、この時点で初めて突き放した態度を示したのである。

（2）韓国荒蕪地開拓案に対する抵抗と第一次日韓協約

日露戦争下での日本による韓国侵略政策に対して、イギリスは明白な反対を採ることはなかった。だが、日本との摩擦が生じる問題もあった。その代表的な例が韓国荒蕪地開拓案に対する韓国内の抵抗と第一次日韓協約をめぐる問題である。

「韓国荒蕪地開拓案」は、1904年6月、林公使が李夏榮外部大臣に提出した。この案は、元大蔵省官僚長森藤吉郎により考案され、小村外相と林公使の修正を受けたものであった。そして、その内容は、「宮内府有並に官有既に開墾地及民有地にして其所有の事実明白なる土地、田畑、山林、原野等を除く外大韓帝国」の「一切の荒蕪地の開墾、整理、改良、拓殖等一切の経営を長森藤吉郎に委任」して、長森はこの土地に「農作物を植付け若くは有利に利用したる時より開始し満五ヶ年間は何等の上納金を納むる事無く土地の試用」が出来るという露骨な土地収奪計画であった⁵⁴。

イギリスは当初、この案に反対をしていなかった。だが、民衆の反対やそれを宮廷も支持していること⁵⁵、日本の弾圧の実態から⁵⁶、韓国国内での抵抗運動の激しさを理解して、この計画の実現は困難だと考えるようになった。そして、10月になって、長森案は廃止ではなく延期だと林公使が韓国政府に説いていると聞いた際、それは数ヶ月前にこの問題で引き起こされた騒動が繰り返すことにしかならないと批判している⁵⁷。

そして、日英間でもう1つ問題になったのが第一次日韓協約である。第一次日韓協約とは、

財政・外交顧問の雇用と外交交渉における事前協議の義務付けを定めた、8月22日に締結された協約のことである⁵⁸。ここで問題になったのは、以下のような点であった。

締結前に示された協約案には韓国からの外国公館の撤退・従来の外国人顧問の廃止が記されていた。だが、これにブラウンは含まれるのか否かという問題であった⁵⁹。林公使は、ブラウンへの介入は意図していないと説明した⁶⁰。しかし、ジョーダンがここで定められた顧問とは、Controllerなのか Adviserなのかと懸念を示して、林公使に対して「いずれにしてもこの手段でのこの国での改革は難しい」と注文をつけるなど警戒心を隠さなかった⁶¹。

もっとも、この問題は、まもなく解消した。10月16日に正式に財務顧問に就任した目賀田種太郎が、第一次日韓協約時に林権助駐韓公使がジョーダン駐英公使から財務顧問の地位に関して質問を受けていたことを考慮してか、さっそくジョーダンに会い、彼が日本の韓国支配は「エジプトにおけるイギリスをモデルにしている」ことを聞くと評価を好転させたからである⁶²。これは、ハーバード大学出身で西洋文明をよく理解していると考えられる目賀田が、「文明的な」イギリスのエジプト支配をモデルにしていると言明したことに安心したからだと推測される。そして、ブラウンは目賀田に大きな反対は出来なくなるだろうが、それもやむを得ないであろうと寛大な態度に変化し、目賀田によるさまざまな「改革」を支持するようになるのであった。

5 保護国化の国際的承認と第二次日韓協約の締結

日本は正式に韓国保護国化を決定することになった。それが、4月8日に閣議決定された「韓国保護権確立の件」である⁶³。ここでは、韓国との保護条約が目標とされたが、問題となるのは欧米諸国との関係である。なぜなら、保護権の確立は外国の「故障を招かざるの手段を講じたる」必要があるからであった。これ以降、諸外国、特に同盟国であるイギリスから、韓国保護国化を承認させる外交活動を活発化させるのはこのためである。

イギリスの対韓政策の変化を最もよく示すものが第二次日英同盟の締結である。第二次日英同盟交渉は1905年3月から開始されていたが⁶⁴、5月17日のランズダウン・林董会談で具体的な提案を提出する段階に入った⁶⁵。この交渉でも第一次日英同盟交渉時と同じように、イギリスが求めるインドまでの同盟範囲の拡張と、日本が求める韓国保護国化要求が対立し、交渉は長期化した。結局、日英両国が妥協し、お互いの希望を受け入れることになって同盟は改定されることになる。この決定は、イギリス側ではジョーダンの進言が影響したと考えられる。ジョーダンは、イギリスが韓国において海関税の支配権を得るのは自国の利益にとってきわめて重要だが、ブラウンの辞任はやむを得ないので、目賀田がブラウンの地位にいずれ取って代わるのも仕方がないと考えるようになった⁶⁶。また、それを証明するかのようになり、ジョーダン

の承認の下に、日本による韓国の外国人顧問解雇要求が行なわれ⁶⁷、ブラウンもその地位を追われることが決定した。つまり、ジョーダン、同盟改訂交渉が進展する中で、日本への韓国支配に向けた地ならしを着実に進めていたのである。

第二次日英同盟によって、イギリスは日本の韓国保護国化を認めたが、これは戦争以前の対韓政策からの大きな変化であった。そして、ジョーダンは7月7日に送ったマクドナルドへの私信の中で、日清戦争後に「独立」した韓国の状況を見てみると、韓国の政治家に統治能力がないため、ここ10年の韓国は名目上の独立国に過ぎず、このまま独立国として維持されるのは困難であるとの判断を示していた。そして、結局は日本に支配されることが韓国人自身のためにもなるという結論に達し、最終的には日本の支配を認めたのである⁶⁸。マクドナルドはジョーダンの分析を説得的であると感じ、小村が語った「東洋の平和のためにも韓国の保護国化は不可欠」との言葉にも賛成し、韓国保護国化の承認を進言した⁶⁹。

以上のようなジョーダンとマクドナルドの提言によって、ランズダウンも保護国化が韓国自身のためにもなることを根拠に賛成した⁷⁰。19日の閣議ではバルフォア (Arthur J. Balfour) 首相も日本による説明を受け入れ、日本の要求に同意し⁷¹、8月12日に第二次日英同盟が締結されることになる。なお、アメリカは7日に「桂・タフト協定」で⁷²、ロシアも戦争の敗北と9月のポーツマス条約により⁷³、韓国保護国化を認めたので、ここに韓国保護国化の国際的な承認が「完成」したのである。

さて、第二次日英同盟協約は9月27日に公布されたが、協約で韓国の保護国化を認めていることもあり、日英両国は韓国側からの抗議を受けた。10月10日に、朴齊純外部大臣は萩原守一駐韓日本代理公使を訪れ、第二次日英同盟「協約は第三者たる韓国に於ては関知するところに非らず」と主張したが、萩原は「何等説明を与へざる方却て事宜を得たるものと其儘に放任し置けり」と、この訴えを無視した⁷⁴。

一方、15日には、朴齊純はジョーダンと会見した。そこで朴は、国家の平等は、近年はどんな小さい国であれ、全列強の中で支配的な原理になっており、全列強の視点では国家は独立国として持つべき同じ権利と特権を享受しているのに、なぜ我々の国は、この規則から除外されているのか。もし他の国が第三国との間にイギリスに影響を与える協定を締結して、イギリスは同意出来るのかと、第二次日英同盟の不当性を激しく訴えた⁷⁵。だが、ジョーダンの対応は極めて冷淡であった。彼は、韓国の訴えを非常に奇妙な要求と見なしており、日韓議定書、第一次日韓協約など自身が結んだ協約によって韓国は現在の状態に陥ったのであって、イギリスには何ら責任はないと本国に報告していた⁷⁶。

これまで述べてきたように、ジョーダンは日本に協力を行なった。もっとも、戦争が終わって平和が戻ったにもかかわらず、日本による韓国での軍事的な威圧は変化がないと、ランズダウンに報告したように、時にその対韓政策に批判的な目を向けることもあった⁷⁷。だが、結

局は保護国化を認めることになる。

それをよく表すのが第二次日韓協約を締結するために再び訪韓した伊藤への高い評価である。11月16日に、晩餐会で伊藤と話す機会を持ったジョーダン、イギリスやアメリカの誤解がないように確認しておく、韓国は独り立ち出来ない、今回の措置は韓国自身の進歩と発展のために行なうのだと伊藤が熱弁を振るったことを好意的に受け止めていた⁷⁸。すでに1日に、訪韓前の伊藤と会談したマクドナルドは、伊藤が韓国の保護国化に意欲を見せていることを否定しなかったことを受けて、韓国が日本のエジプト（のような植民地）となるならば、クローマー卿となり得る候補として、伊藤は最良の人物だと高く評価していた⁷⁹。ジョーダンも、訪韓時の伊藤と接触することで、ますます彼への評価を高め、韓国を去る前には「もし日本が韓国の統監にクローマー卿を見出すならば、両民族の感情も和解に向かうだろう」という言葉を言い残した⁸⁰。

このようなイギリスの支持も受けながら、日本は11月17日の第二次日韓協約によって、ついに韓国の保護国化に「成功」するのである。

6 結論

最後に、本稿での結論を述べたい。

第一に、イギリスの対韓政策の変化についてである。皮肉なことに、韓国への進出を防いで、その独立を維持する援助を行なうつもりであったのは、日本の同盟国であるイギリスだけであった。イギリスは同盟交渉の段階から、日本が執拗に抱く韓国進出への野心を非常に警戒し、協約で「韓国における自由行動」を日本に認めるという文面を何とか避けることが出来た。だが、それだけでは安心出来なかったために、同盟締結後も韓国を助けながら日本の対韓政策を牽制しようと考えたのであろう。

そして、実際にジョーダン駐韓公使は、韓国の独立が維持されることが望ましいと考えていた。そして、そのためには、日露間での「勢力均衡」状態が理想であると考え、中立化構想を日本側に打診したり、韓国の政治家の訴えを聞くなどの努力をした。そして、この「勢力均衡」をめぐっても、日本とイギリスは結局、日露開戦まで意見を異にしたままであった。

だが、このような日英両国のズレは、日露戦争勃発や伊藤訪韓を境に変化が見られるようになった。戦争前は、韓国の立場に同情を示していたジョーダンも、韓国への失望や伊藤訪韓への高い評価もあって、議定書をはじめ日本の対韓政策に理解を見せたのである。

ただし、イギリスには、韓国荒蕪地開拓案や第一次日韓協約が自国の所有する権益と衝突することを懸念して日本を牽制することもあった。そのため、日英同盟は韓国をめぐっては必ずしも「蜜月関係」というわけではなかったのである。これは、第二次日韓協約前にジョーダン

が日本に見せた不満まで続くことになる。

第二に、イギリスが伊藤に見せた期待の大きさについてである。イギリスは、統監就任以前から、伊藤の韓国支配における手腕に期待し、イギリスの植民地支配の「成功例」であるエジプトのクローマー卿になぞらえて期待をかけていた。これは、「非近代的な」韓国の問題点が日本を近代化させた伊藤により解決されることへの期待だった。そして、この期待は二年後のハーグ密使事件や第三次日韓協約で日本の韓国支配がますます進展する時にも続くことになるのである⁸¹。

イギリスは、東アジアでの自国の順調な経済活動を望んでいた。そのため、同盟国である日本が敗北する可能性が高く、朝鮮半島のみならず、自らが大きな権益を持つ中国大陆にまでロシアの勢力が拡大する恐れのある日露戦争の勃発は、なんとしても避けたかった。韓国の独立維持を望んだのも、弱体な韓国政府によって朝鮮半島情勢が不安定化し、それが日本とロシアとの戦争につながることを恐れたからである。それゆえに、イギリスは時に日本の対韓政策を牽制したのである。

しかし、日本はロシアとの戦争に勝利し、韓国支配もイギリスにとって概ね許容できるやり方でなされていた。そのため、イギリスの当初の意図や予測とは異なったが、結果的に日本は日露戦争の勝利と韓国の保護国化で、イギリスの望むような東アジア国際政治の「安定化」を（少なくとも短期的には）成し遂げたのである。

*本稿は、一橋大学21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点－衝突と和解－」による研究成果の一部であり、同プログラムのディスカッション・ペーパー「韓国保護国化をめぐる国際関係史1902-05：イギリスの対韓・対日政策を中心として」を大幅に加筆修正したものである。記して感謝申し上げます。

注

- 1 本稿が対象とする時期に、地域名称としての朝鮮半島に存在した国家は、「大韓国」（1897～1910年）を国号として採用していたので、名称は「韓国」で統一する。
- 2 枚挙に暇がないが、代表的な研究成果として、海野福寿『韓国併合史の研究』（岩波書店、2000年）がある。
- 3 森山茂徳「明治政治史における朝鮮問題」（坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』所収、山川出版社、1985年）、森山茂徳『近代日韓関係史研究』（東京大学出版会、1987年）、森山茂徳『日韓併合』（吉川弘文館、1992年）、森山茂徳「併合と自治の間－伊藤博文の国際・韓国認識と『保護政治』－」（『東アジア近代史』第14号、2011年）。
- 4 具沃列『帝国主義と言論－裏説・大韓毎日申報および韓・英・日関係－』（ソウル、梨花女子大学校

出版部、1986年)。具氏は、近年もイギリスの史料を用いた論文を発表しているが、1895年から1905年までの比較的長い時期を対象としており、また主眼は韓国の政治状況を分析することにおかれているため、本稿とは視点が異なる。Ku Daeyeol, 'A Damocles Swords?: Korean Hopes Betrayed' in David Wolff, Steven G. Marks, Bruce W. Menning, David Schimmelpenninck van der Oye, John W. Steinberg, Yokote Shinji eds., *The Russo-Japanese War in Global Perspective: World War Zero, vol2*, Brill, 2007. なお、具沢列『韓国国際関係史研究』全二巻（ソウル、歴史批評社、1995年）は、通史であるため、本稿で扱う時期の記述は簡単に触れているのみである。

- 5 鄭晋錫『大韓毎日申報と裏説—韓国問題に対する英日外交—』（ソウル、ナナム、1987年。鄭晋錫著、李相哲訳『大韓帝国の新聞を巡る日英紛争—あるイギリス人ジャーナリストの物語—』、見洋書房、2008年）。なお、ベッセルを扱った日本の研究として、小川原宏幸「日本の韓国保護政策と韓国におけるイギリスの領事裁判権—ベッセル裁判を事例として」（『駿台史学』第110号、2000年）がある（後に小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会』、岩波書店、2010年に所収）。
- 6 奈良岡聰智「イギリスから見た伊藤博文統監と韓国統治」（伊藤之雄・李盛煥編『伊藤博文と韓国統治—初代韓国統監をめぐる百年目の検証—』所収、ミネルヴァ書房、2009年）。
- 7 崔文衡『帝国主義時代の列強と韓国』（ソウル、民音社、1990年）、崔文衡『韓国をめぐる列強の角逐』（ソウル、知識産業社、2002年。崔文衡著、齊藤勇夫訳『韓国をめぐる列強の角逐—一九世紀末の国際関係』、彩流社、2008年）、崔文衡『国際関係から見た日露戦争と日本の韓国併合』（ソウル、知識産業社、2004年。崔文衡著、朴菴熙訳『日露戦争の世界史』、藤原書店、2004年）。
- 8 Ian. H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance : The Diplomacy of Two Island Empires 1894-1907*, Second Edition, The Athlone Press, 1985. なお、ニッシュ氏には、日露開戦過程を扱った研究もあるが、やはりイギリスの対韓政策には、ほとんど触れていない。Ian. H. Nish, *The Origins of the Russo-Japanese War*, Longman, 1985.
- 9 日本の植民地支配に関するイギリス外交報告を扱った研究でも、前史の部分で、本稿が取り上げた時期のイギリスは日本の韓国支配を早くから支持していたと述べられている。梶居佳広『「植民地」支配の史的研究—戦間期日本に関する英国外交報告からの検証—』（法律文化社、2006年）、36-37頁。
- 10 森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』（東京大学出版会、2013年）、国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う—2010年国際シンポジウム』（岩波書店、2011年）などがある。
- 11 1901年4月17日付加藤高明宛林董電報「日英両国間に或る永久的協定成立に関し英外相の意向打診の件」、外務省編纂『日本外交文書』第34巻（日本国際連合協会、1956年）、7-9頁。なお、同盟交渉研究は数多くあるが、代表的なものとして、Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, 伊藤之雄『立憲国家と日露戦争—外交と内政 1898~1905—』（木鐸社、2000年）、千葉功『旧外交の形成 日本外交1900~1919』（勁草書房、2008年）があり、本稿でも参照した。
- 12 宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、1993年。原著は1902年に口述筆記）、255頁。
- 13 1901年10月17日付小村寿太郎宛林董電報「同盟問題に就き英外相と第一回公然会談の件」、前掲『日本外交文書』第34巻、37頁。

- 14 Lansdowne to Whitehead 16. 10. 1901, G. P. Gooch and Harold. Temperley eds., *British Documents on the Origins of the War, 1898-1914* (His Majesty's Stationary Office, London, 1927), vol II, pp.96-98. (以下、BD).
- 15 *Ibid.*
- 16 Lansdowne to MacDonald, 29. 10. 1901, BD II, p.98.
- 17 Lansdowne to MacDonald, 1. 11. 1901, BD II, p.99.
- 18 例えば、1901年12月17日付小村寿太郎宛林董電報「同盟協約我が修正案に関し商議の件」、前掲『日本外交文書』第34巻、80-81頁。
- 19 Lansdowne to MacDonald, 16. 12. 1901, BD II, pp.103-104.
- 20 協定の原文は、外務省編纂『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻（原書房、1965年）、203-205頁。
- 21 Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*を参照。
- 22 Lansdowne to Jordan, 15. 2. 1902, BD II, p.129.
- 23 石井菊次郎「日英協約交渉始末」、前掲『日本外交文書』第35巻、89頁（1902年5月6日付小村寿太郎宛林董電報「日英同盟協約締結始末書一部送付の件」附記）。なお、バック（Alfred E. Buck）駐日アメリカ公使は、同盟公表をヘイに知らせたが、同盟は議会で非常に好評だったと記しているのみで、特別な感想は窺えない。Buck to Hay, 12.2.1902, *Despatches from United States Ministers to Japan, Microcopies* (National Archives, Washington, 1949), No.133, Roll 76. (以下、*Despatches, Japan, Microcopies*)、および、Buck to Hay, 13.2.1902, *Despatches, Japan, Microcopies*, No.133, Roll 76.
- 24 FO405/15, Jordan to Lansdowne, 11. 5. 1902, The National Archives, London (以下NAUK)
- 25 *Ibid.*
- 26 FO405/16, Jordan to Lansdowne, 19. 11. 1902, NAUK.
- 27 FO405/15, Jordan to Lansdowne, 14. 6. 1902, NAUK. および同封された報告書である Report on the General Foreign Settlement at Chemulpo.
- 28 FO405/15, Scott to Lansdowne, 25. 12. 1902, NAUK.
- 29 FO405/16, Lansdowne to Jordan, 20. 1. 1903, NAUK.
- 30 FO405/16, Jordan to Lansdowne, 20. 2. 1903, NAUK.
- 31 日露交渉に関する代表的な研究として、伊藤、前掲書、千葉、前掲書がある。
- 32 FO405/16, Jordan to Lansdowne, 29. 5. 1903, NAUK.
- 33 FO405/16, Jordan to Lansdowne, 3. 6. 1903, NAUK.
- 34 Scott to Lansdowne, 22. 7. 1903, Kenneth Bourne and D. Cameron Watt, Ian Nish eds., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, Series E Asia 1860-1914* (University Publications of America, 1989), vol.8. pp. 22-23. (以下、B DFA).
- 35 FO405/16, Jordan to Lansdowne, 25. 7. 1903, NAUK.
- 36 Lansdowne to MacDonald, 8. 7. 1903, B DFA, vol.8. p. 14.

- 37 詳しくは、Ian. H. Nish, *The Origins of the Russo-Japanese War*, Longman , 1985.を参照。
- 38 Lansdowne to MacDonald, 1. 1. 1904, *B DFA*, vol8. pp. 73-74.
- 39 MacDonald to Lansdowne , 18. 1. 1904, *B DFA*, vol8. pp. 97-98.
- 40 FO405/15, Jordan to Lansdowne, 19. 9. 1902, NAUK.
- 41 長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国—韓国保護国化と米国—』（未来社、1992年）、27-31頁。
- 42 FO405/17, Lansdowne to Jordan, 22. 1.1904, NAUK.
- 43 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 23. 1. 1904, NAUK.
- 44 1904年1月22日付外部大臣署理李址鎔宛英弁理公使朱邇典公文、高麗大学校亜細亜問題研究所編『日韓国外交文書』第14巻〔英案2〕（高麗大学校出版部、1968年）、618頁。
- 45 1904年1月25日付林権助宛小村寿太郎電報「日韓密約締結問題及韓国の中立声明に対する我方の措置方針に関する件」、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、316頁。
- 46 1904年1月28日付林権助宛小村寿太郎電報「韓国の中立声明の公文に対し回答見合の件」（市川正明編『日韓外交史料』第9巻所収、原書房、1980年）、332頁。
- 47 1904年1月25日付林権助宛小村寿太郎電報「日韓密約締結問題及韓国の中立声明に対する我方の措置方針に関する件」、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、316頁。
- 48 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 26. 2. 1904, NAUK. ジョーダンの林公使に対する抗議は、ランズダウンも是認していた。FO405/17, Lansdowne to Jordan, 27. 2. 1904, NAUK.
- 49 1904年2月29日付小村寿太郎宛林権助電報「日韓議定書に対する列国公使の態度報告の件」、前掲『日韓外交史料』第6巻、94-95頁。
- 50 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 23. 2. 1904, NAUK.
- 51 MacDonald to Lansdowne, 25. 2. 1904, *B DFA*, vol8. pp. 156-157.
- 52 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 26. 3. 1904, NAUK.
- 53 Jordan to Lansdowne, 31. 3. 1904, *B DFA*. vol8. p.189.
- 54 前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、582-583頁。韓国荒蕪地開拓案に関する研究には、君島和彦「日露戦争下朝鮮における土地収奪計画とその反対闘争」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』下巻所収、龍溪書舎、1979年）、尹炳奭「日本人の荒蕪地開拓案要求について—1904年長森名義の委任契約企図を中心に—」（歴史学会編『韓国史論文選集VI近代篇』所収、ソウル、1976年）、山口宗雄「荒蕪地開拓問題をめぐる対韓イメージの形成、流布過程について」（『史学雑誌』第87編第10号、1978年）がある。
- 55 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 23. 7. 1904, NAUK.
- 56 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 22. 7. 1904, NAUK.
- 57 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 4. 10. 1904, NAUK. また、在韓イギリス人の土地が脅かされることへの疑惑が生じていることが窺える史料も存在する。Jordan to Lansdowne, 30. 8. 1904, *B DFA*. vol8. pp.204-205.
- 58 日本政府推薦の日本人財務顧問1人と外国人外交顧問1人を韓国政府が雇うことを定めていた。

- 59 FO405/17, Lansdowne to Jordan, 15. 8. 1904, NAUK.
- 60 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 16. 8. 1904, NAUK.
- 61 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 24. 8. 1904, NAUK.
- 62 FO405/17, Jordan to Lansdowne, 19. 10. 1904, NAUK.
- 63 「韓国保護権確立の件」全文は、外務省編纂『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻（日本国際連合協会、1955年）、233-234頁。
- 64 第二次同盟交渉に関しては、Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, pp.298-344.を参照。
- 65 Lansdowne to MacDonald, 17. 5. 1905, *BD IV*, pp.124-125.
- 66 FO405/18, Jordan to Lansdowne, 8. 5. 1905, NAUK.
- 67 1905年7月12日付朴齊純外部大臣宛日本公使林権助公文（前掲『旧韓国外交文書』第7巻）、657-658頁。
- 68 MacDonald to Lansdowne, 8. 7. 1905, *BD IV*, p.146.
- 69 MacDonald to Lansdowne, 15. 7. 1905, *BD IV*, p.148.
- 70 Lansdowne to MacDonald, 18. 7. 1905, *BD IV*, p.149.
- 71 Note by Mr. A. J. Balfour, 19. 7. 1905, *BD IV*, p.151.
- 72 長田、前掲書、100-102頁。
- 73 詳細な研究に、Raymond. Esthus, *Double Eagle and The Rising Sun*, Duke University Press, 1988.がある。
- 74 1905年10月11日付桂太郎宛萩原守一電報「日本の韓国保護の措置に対する韓国人の反対運動に関する件」、前掲『日本外交文書』第38巻第1冊、524頁。
- 75 Corean Minister for Foreign Affairs to Jordan, 15. 10. 1905. これは、FO405/17, Jordan to Lansdowne, 17. 10. 1905, NAUK.に同封されたものである。
- 76 Jordan to Lansdowne, 17. 10. 1905, *B DFA* . vol8. pp.332-333.
- 77 FO405/18, Jordan to Lansdowne, 7. 9. 1905, NAUK.
- 78 Jordan to Lansdowne, 17. 11. 1905, *B DFA* . vol8. pp.337-338.
- 79 MacDonald to Lansdowne, 1. 11. 1905, *B DFA* . vol8. pp.342-343. なお、クロマー卿（Lord Cromer）とは、1883年にエジプト駐割総領事として赴任して以来、エジプトにおけるイギリスの支配権を確立して、当時もその地位にあった人物である。
- 80 FO405/18, Jordan to Lansdowne, 28. 11. 1905, NAUK.
- 81 この時期の韓国をめぐる日英関係については、片山慶隆「ハーグ密使事件・第三次日韓協約をめぐる日韓関係」（『一橋法学』第8巻第1号、2009年3月）を参照。

（かたやま・よしたか 英語国際学部准教授）